

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 基本情報	
① ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
② 対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③ 対象となる本人の範囲 ※	児童手当の受給者及びその世帯員
その必要性	正確かつ公平・公正な児童手当業務を行うにあたり、児童手当及び特例給付対象者の特定等に必要範囲の特定個人情報を保有するもの。
④ 記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (口座情報・連携ファイル関係情報)</li> </ul>
その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:認定請求時及び現況届出時の所得審査を行うために保有 ② 児童福祉・子育て関係情報:児童の入所している施設の種別を把握し、国へ報告するために保有 ③ 年金関係情報:受給者及び配偶者の被用者・非被用者の別を把握し、国へ報告するために保有 ④ その他(口座情報・連携ファイル関係情報):利用希望により公金受取口座へ手当を振り込むために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤ 保有開始日	平成28年1月1日
⑥ 事務担当部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
3. 特定個人情報の入手・使用	
① 入手元 ※	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 (各市税務所の市民税課、各区の保険年金課) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、デジタル庁) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村、都道府県) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 民間事業者 (児童福祉施設) [ ] その他 ( )

⑥ 入手方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( システム基盤、サービス検索・電子申請機能 )
⑥ 使用目的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な児童手当に関する事務を行うため。
⑥ 使用の主体	使用部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課、各区保健福祉部保健福祉課
	使用者数	[ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑥ 使用方法		1 請求者及び届出者からの請求書類及び各種届出書類を受理する。 2 提出された書類の内容についての審査を行う(その際、同一実施機関内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある)。 3 請求書類及び各種届出書類をシステム入力し、各種決定を行う。 4 児童手当に関する情報について、同一実施機関内他部署、他団体への照会を行い、又は照会に対する情報提供を行う。 5 公金受取口座へ手当を振り込む。
情報の突合		(1) 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 (2) 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 (3) 認定請求及び各種届出書類の真正性を確認し、入力する際に、請求者等の宛名情報を団体内統合宛名システムの個人番号と突合する。 (4) 住登外者の認定請求及び各種届出書の真正性を確認し、取り込む時に請求者等の宛名情報が団体内統合宛名システムの個人番号と突合出来ない場合は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し情報を突合する。 (5) 認定請求及び各種届出書類の審査のため、各種届出書類等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。
⑥ 使用開始日		平成28年1月1日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※		[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( <input type="checkbox"/> ) 件
委託事項1		手当システム(児童)の運用保守業務委託
⑥ 委託内容		手当システム(児童)システムの運用・保守作業の実施
⑥ 委託先における取扱者数		[ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑥ 委託先名		株式会社北海道日立システムズ
再委託	⑥ 再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑥ 再委託の許諾方法	
	⑥ 再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		

<b>委託事項2</b>		帳票データ印刷及び事後処理業務	
① 委託内容		システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理(封入・封緘、裁断等)の業務を行う。	
② 委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③ 委託先名		株式会社恵和ビジネス	
再委託	④ 再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤ 再委託の許諾方法		
	⑥ 再委託事項		
<b>委託事項3</b>			
<b>委託事項4</b>			
<b>委託事項5</b>			
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項11～15</b>			
<b>委託事項16～20</b>			
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 4 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 2 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
提供先1	都道府県知事等		
① 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 26項		
② 提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③ 提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)		
④ 提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤ 提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ④ 対象となる本人の範囲」と同じ		
⑥ 提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑦ 時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		
<b>提供先2～5</b>			
提供先2	社会福祉協議会		
① 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 30項		
② 提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③ 提供する情報	児童手当関係情報		

◎ 提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
◎ 提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ◎ 対象となる本人の範囲」と同じ	
◎ 提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
◎ 時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先3</b>	都道府県知事等	
① 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 87項	
◎ 提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
◎ 提供する情報	児童手当関係情報	
◎ 提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
◎ 提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ◎ 対象となる本人の範囲」と同じ	
◎ 提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
◎ 時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先4</b>	独立行政法人日本学生支援機構	
① 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 106項	
◎ 提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
◎ 提供する情報	児童手当関係情報	
◎ 提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
◎ 提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ◎ 対象となる本人の範囲」と同じ	
◎ 提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
◎ 時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先5</b>		
<b>提供先6～10</b>		
<b>提供先11～15</b>		

提供先16～20	
移転先1	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 保健福祉局総務部総務課、保護自立支援課 各区保健福祉部保護課
① 法令上の根拠	番号法9条2項、利用条例第4条第2項
② 移転先における用途	番号法第9条第1項に掲げる別表第1に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務
③ 移転する情報	児童手当関係情報
④ 移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ④ 対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥ 移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ◎ ] その他 (システム基盤 )
⑦ 時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 児童手当に関する情報の変更が発生した都度、随時
移転先2～5	
移転先2	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 子ども未来局子育て支援部保育推進課 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課、健康・子ども課
① 法令上の根拠	番号法9条2項、利用条例第4条第3項
② 移転先における用途	番号法第9条第2項に基づいて制定した条例で定めた事務
③ 移転する情報	児童手当関係情報
④ 移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ④ 対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥ 移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ◎ ] その他 (システム基盤 )
⑦ 時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 児童手当に関する情報の変更が発生した都度、随時
移転先3	
移転先4	
移転先5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<札幌市における措置>

▼ 情報システム部の管理する情報システム等における措置

- 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
- 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。

▼ 外部記憶媒体を用いる場合における措置

- 1 暗号化機能を持った製品を使用し、保存する情報資産は必ず暗号化する。
- 2 保存の必要性がなくなった情報資産は直ちに削除する。
- 3 不使用時は施錠管理する。
- 4 外部記憶媒体利用制御システムにより、登録されていない外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。
- 5 管理簿を作成し、利用者、利用日、利用目的、保存する情報資産の概要等を記録する。

▼ ファイルサーバにおける措置

- 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
- 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。
- 3 免振装置を備えたラックに保管し、無停電電源装置を備え付け、災害対応を行っている。
- 4 冗長化対策を施し、ディスクの一部が破損した場合であっても運用できる。
- 5 専用のウイルススキャンサーバを設置し、常時スキャンを行っている。
- 6 バックアップは別筐体に日次で行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考